

基本事件：令和 年(家ホ)第 号 請求事件
申立人（基本事件原告）
相手方（基本事件被告）

収入
印紙
500円

秘 匿 決 定 申 立 書

令和 年 月 日

甲府家庭裁判所 御中

申立人（基本事件原告）

⑩

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、民訴法133条1項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

申立ての趣旨

上記当事者間の頭書事件について、申立人（基本事件原告）の住所を秘匿するとの決定を求める。

申立ての理由

申立人の住所について、 _____

ため、相手方に実際の居住地を知られると社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある。

よって、申立人は、民訴法133条1項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

疎明資料

- 1
- 2
- 3